

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

## 京都市規則第 93 号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第51条第2号」を「第51条第3号」に、「第51条第3号及び第4号」を「第51条第4号及び第5号」に改める。

第3条を削る。

第3条の2第1項中「別表第5」を「別表第4」に改め、同条を第3条とする。

第3条の3前段中「第6条の2第1項」を「第6条の3第1項」に改め、同条を第3条の2とする。

別表第1備考4中「第6条の3」を「第6条の4」に改め、同備考5(2)中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改め、同備考5(3)中「障害者自立支援法第5条第8項」を「法第6条の2第2項及び第4項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同備考9中「限る。）」の右に「第84条。」を加え、「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項」に、「適用しない」を「適用せず、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする」に改め、同備考10中「及び第5条の4第6項」を「第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改める。

別表第3中「第2条、第3条及び第3条の3関係」を「第2条及び第3条の2関係」に改め、同表備考以外の部分中「知的障害児施設、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。）、肢体不自由児施設（肢体不自由児通園施設を除く。）、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設」を「児童発達支援センター」に改め、「限る。）」の右に「指定障害児通所支援事業者」を加え、同備考7中「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児通園施設への入所の」を「法第21条の6の規定による障害児通所支援の提供を委託する」に、「に通園した」を「から支援を提供された」に改め、同備考8中「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児通園施設への入所の」を「障害児通所支援の提供を委託する」

に、「当該入所」を「当該措置」に改め、同備考9中「肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改める。

別表第4を削る。

別表第5中「第3条の2関係」を「第3条関係」に改め、同表備考以外の部分中

居宅介護及び行動援護（30分当たりの額）	児童デイサービス（1日当たりの額）	居宅介護及び行動援護（30分当たりの額）
円	円	円
0	0	0
0	0	0
50	100	50
100	200	100
150	300	150
200	400	200
250	500	250
300	700	300
400	1,000	400
500	1,300	500
600	1,700	600
800	2,100	800
1,000	2,500	1,000
1,200	3,000	1,200
1,400	3,500	1,400
1,600	4,000	1,600
1,900	4,600	1,900
措置費の支弁額	措置費の支弁額	措置費の支弁額

を

に改め、同備考6を

削り、同備考7を同備考6とし、同備考8を同備考7とし、同表を別表第4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、平成24年4月分の児童福祉法第51条第4号及び第5号に規定する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)